甲賀市都市計画基本図 K－9

VI－NE934

23

凡例				
市街化区域界				
用途地域界				
用途地域	容積率	建ぺい率	壁面後退	高さ
第一種低層住居専用地域	80/50	1.0m	10m	
第一種低層住居専用地域	100/60	—	10m	
第二種低層住居専用地域	100/60	—	10m	
第二種低層住居専用地域	150/60	—	10m	
第一種中高層住居専用地域	200/60	—	—	
第二種中高層住居専用地域	200/60	—	—	
第一種住居地域	200/60	—	—	
第二種住居地域	200/60	—	—	
準住居地域	200/60	—	—	
近隣商業地域	200/80	—	—	
近隣商業地域	300/80	—	—	
商業地域	300/80	—	—	
商業地域	400/80	—	—	
準工業地域	200/60			
工業地域	200/60	—	—	
工業専用地域	200/60	—	—	
都市計画道路				
都市計画公園				
都市計画緑地				
土地区画整理事業（都市計画決定したもの）				
特別工業地区（第１種地区）				
特別工業地区（第２種地区）				
都市計画河川				
汚物処理場				
ごみ焼却場				
一団地の官公庁施設区域				
地区計画区域				
火葬場				

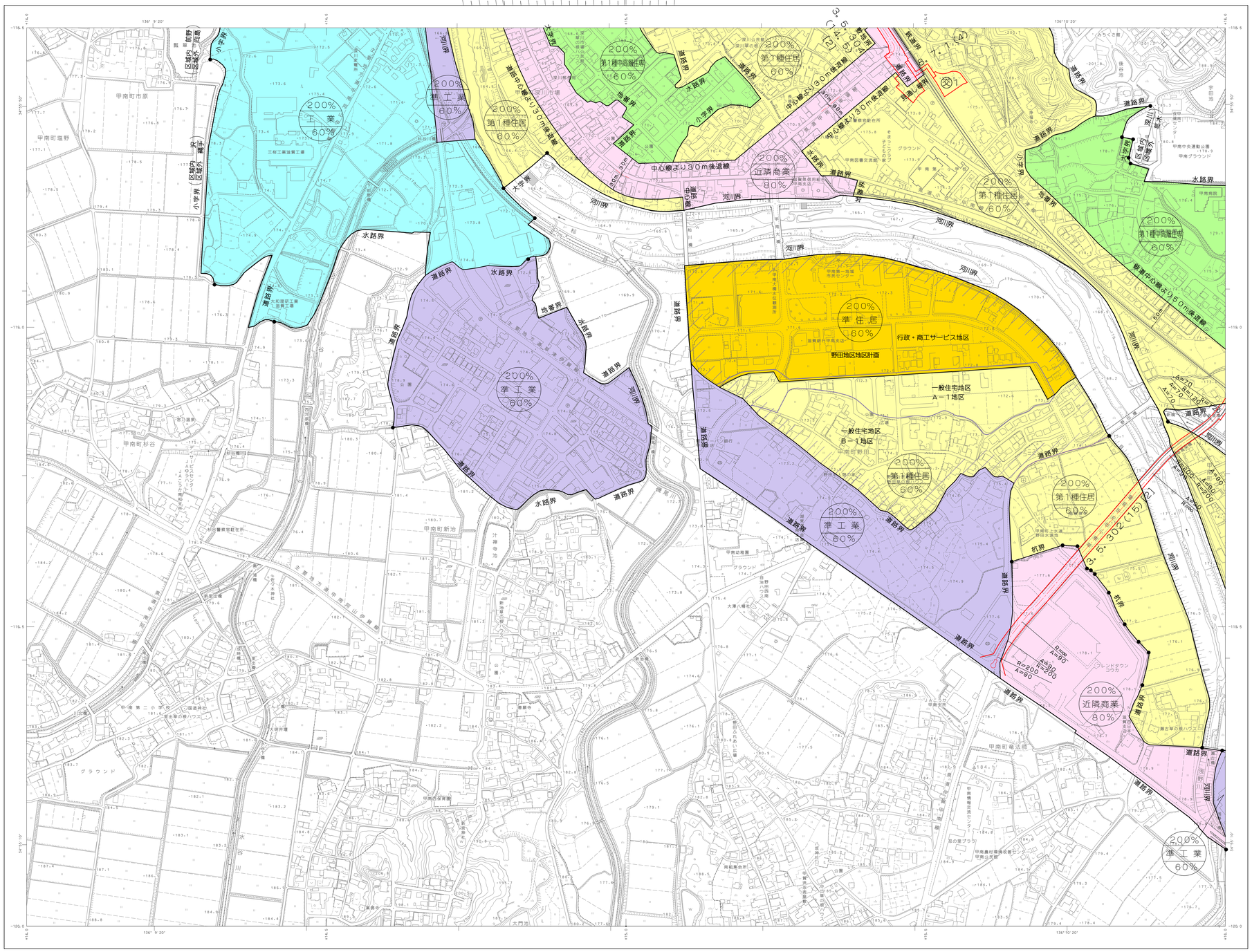

J－8 NE931	K－8 NE932	L－8 NE941	
J－9 NE933	K－9 NE934	L－9 NE943	
J－10 OE031	K－10 OE032	L－10 OE041	

行政区画

滋賀県

甲賀市

記号

平成19年 1月 撮影
平成20年12月 修正
平成28年10月 撮影
平成30年 3月 修正

1：2，500

0 50 100 200 300 400 500m

「この測量成果は、国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
（承認番号）平２９近公第２９９号」

計画機関 甲賀市
作業機関 アジア航測株式会社

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定による第Ⅵ系座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値は キロメートル単位
方眼は0，5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は１０秒単位
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル
「図郭上辺ゆ印が真北の方向を示す同１が磁北を示す」
「平面直角座標値は、世界測地系に対応」